

議案第41号

交野市災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例について

交野市災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成30年6月4日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 災害派遣手当の支給対象及び金額の変更等並びに旅館業法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例案

交野市災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例

交野市災害派遣手当に関する条例（昭和40年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6項」を「第5項」に改め、「災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条」の次に「並びに大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条」を加え、「の規定する職員」を「、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員」に改め、「災害派遣手当」の次に「（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

別表中「

15日以内の期間	500円	800円
15日を超え30日以内の期間	500	700
30日を超え60日以内の期間	500	600
60日を超える期間	500	500

」を「

30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

」に改め、同表備考1中「第2条」を「第2条第2項」に、「ホテル営業および旅館業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。